ＮＰＯ法人　愛知県理学療法学会　選挙に関する規定

第１章　総則

（目的）

第１条　定款第 14 条に基づき，役員の選出に関する事項をこの規定に定める。

第２章　選挙管理委員会

（選挙管理委員会）

第２条　選挙を行うため，選挙管理委員会を置く。

2　選挙管理委員は，総会において会員の中から６名選出する。

3　選挙管理委員は，選挙管理委員会を構成し，当該選挙にともなう一切の責任を負う。

4　選挙管理委員の互選により，選挙管理委員長１名を選出する。

5　選挙管理委員長は，選挙管理委員会を統轄し，選挙管理委員に欠員が生じた場合にはこれを正会員の中から選任し，補充する。

6　選挙管理委員が，当該の選挙に立候補者となる場合には,選挙管理委員を辞任しなければならない。

（任期）

第３条　選挙管理委員の任期は２年とする。

（委嘱）

第４条　選挙管理委員の委嘱は，本会代表理事が行う。

（職務）

第５条　選挙の実施に関する下記の項目については,選挙管理委員会が選挙実施要綱としてこれを定め,会員宛その内容を周知する。

(1)選挙人について

(2)選挙の告示について

(3)立候補の受付について

(4)立候補一覧、選挙方法の送付について

(5)投票について

(6)開票について

(7)その他、選挙の実施に関し必要な事項

第３章　選挙の告示及び選挙人・被選挙人

（選挙告示と日程）

第６条　選挙管理委員会は，投票受付開始９０日以前に選挙すべき役員の定員を告示し，立候補を受けなければならない。立候補締切日は，投票受付開始６０日以前とする。

（選挙人）

第７条　選挙人は，選挙の告示日の時点において会員として登録されている者とする。

（被選挙人）
第８条　被選挙人は，選挙の告示日の時点において会員として登録されている者とする。
　　２　理事及び監事の選挙は，会員の自由意志を持って，定めた様式で届け出るものとする。

第４章　投票・開票・意義申立・当選証書

（投票方法）
第９条　選挙は，無記名投票により行う。
　　２　投票は，選挙管理委員会が定める方法で行う。
　　３　投票の方法について必要な事項は、別にこれを定める。

（選出の方法）
第 10 条　理事及び監事の候補者の選出は以下の各号による。
　　(1) 理事及び監事は，定員内連記投票により選出する。
　　(2) 有効投票は，投票総数の３分の２以上を必要とする。
　　(3) 定数内で，白票を除く有効投票の上位得票者を当選とする。
　　(4) 得票が同数の場合は，抽選により当選者を決める。
　　(5) 候補者が定数または定数に満たない場合は，無投票当選とする。
　　(6) 立候補者が定員に満たないときは，理事会において補充の候補者を推薦し総会の承認を得る。
　　(7) 理事長及び副理事長は，理事の互選により選出する。
　　(8) 当選者が当選の日から任期開始後６０日までの間に死亡，退会もしくは正当の事由で辞任又は辞退したときは，次点者を繰り上げ当選者とする。

（開票）
第 11 条　開票に際しては，立会人３名を置かなければならない。
　　２　開票立会人は，各候補の推薦する会員の中から，選挙管理委員会が選任する。
　　３　選挙管理委員長は，投票締め切り後，開票立会人の立会いの下に開票する。

（選挙結果の公表）
第 12 条　選挙結果については，選挙管理委員会が速やかに公表する。

（意義申立）
第 13 条　選挙の効力に対し，不服がある選挙人又は候補者は，文書をもって選挙管理委員会に意義を申し立てることができる。

（当選証書の発行）
第 14 条　選挙管理委員長は，異議申立期間終了後，速やかに当選証書を発行する。

第５章　雑則

（選挙広報）
第 15 条　選挙管理委員会は、候補者名、立候補の趣旨、経歴等の広報を文書、士会ホームページ等で行

う。

（改廃）

第 16 条　この規定の改廃は、理事会の決議による。

附則

1　この規定は、この法人の設立の日から施行する。

2　この規定は、一部修正により 2016 年 5 月 8 日より施行する。

附則

1　この規定は、実施要綱を別に作成し、修正により 2018 年 9 月 15 日より施行する。